

当院では、健康保険法等の規定による療養に要する費用の額の算定方法に基づき、以下の事項を東海北陸厚生局長へ届け出ている保険医療機関です。

- ・ がん治療連携指導料…がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、診療計画の基づいた治療を行うことができる体制が整備されています。

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料…緩和ケアの経験を有する医師が配置されています。

- ・ ニコチン依存症管理料…禁煙治療を行うための体制・機器・設備を整備しています。

- ・ 在宅療養支援診療所…24 時間連絡を取れる体制および 24 時間往診できる体制を確保しています。

- ・ 在宅時医学総合管理料および施設入居等医学総合管理料…計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っています。

- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断…他の保険医療機関と連携して病理診断を行っています。

・ 外来感染対策向上加算…診療所内の感染予防対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染対策への参画をしています。

・ 連携強化加算…感染対策向上加算 1 を算定する医療機関と感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

・ 在宅医療情報連携加算…医療、介護関連機関等により ICT を用いて記録された診療情報等を活用し、医師が計画的な医学管理を行っています。

連携機関【ふれあい薬局千石町店、富山総合薬局、西田地方薬局
サポートハウス牧さんちの家、千石ケアサービス】

・ 機能強化加算…下記、かかりつけ医としての取り組みを行っています。

- ① 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理。
- ② 必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介。
- ③ 健康診断の結果などの健康管理に係る相談。
- ④ 保健・福祉サービスに係る相談。
- ⑤ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供。

2025年3月1日 富山診療所 所長